8月に該当者へ順次通知を送付します

定額減税しきれない人への給付金（不足額給付）

令和6年度実施の調整給付金で、給付金額との間で差が生じた人に差額を給付します（不足額給付Ⅰ）。本人および扶養親族等として定額減税対象外で、低所得世帯向け給付金の対象世帯の世帯主や世帯員でなかった人にも給付します（不足額給付Ⅱ）。

■対象 以下の不足額給付Ⅰ・Ⅱに該当する人

不足額給付Ⅰ 令和6年分所得税および定額減税の実額などが確定したのちに、本来給付すべき所要額と調整給付額との間で差額が生じた人

不足額給付Ⅱ 以下全ての要件を満たす人

・令和6年分所得税および令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（本人として定額減税対象外）

・税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）で、合計所得金額48万円超（扶養親族等としても定額減税対象外）

・低所得世帯等支援特別給付金（住民税非課税世帯への7万円または10万円給付、住民税均等割の課税世帯10万円給付）対象世帯の世帯主・世帯員に該当しない

■給付額

不足額給付Ⅰ 「不足額給付時の調整給付額」と「当初調整給付額（令和6年度）」との差額

不足額給付Ⅱ 4万円（令和6年1月1日現在で国外居住者は3万円）

■給付方法

不足額給付Ⅰ・Ⅱ 調整給付金を受給済みまたは公金受取口座を登録している人へは、8月上旬に振込先などを記載したお知らせ（はがき）を送付予定です。振込先などに変更がない場合は手続き不要です。

※振込先などの確認を必要とする人へは、8月中旬に確認書（封書）を送付予定です。必要事項を記入し、提出してください

その他 令和6年中に転入し、令和6年度住民税課税団体と令和7年度住民税課税団体が異なる場合、対象と思われる人へ8月下旬に確認書（封書）を送付予定です。必要事項を記入し、提出してください

問合 社会福祉課社会係☎3102

書類提出不要！24時間申し込みOK　1015828

Web口座振替受付スタート

市税などの口座振替において、Web口座振替受付サービスが始まりました。これまで金融機関の窓口で申請書を提出し、押印が必要だった口座振替の申し込みが、パソコンやスマートフォンなどからインターネット上で24時間、簡単に手続きできるようになります。

対象金融機関 群馬銀行、東和銀行、あかぎ信用組合、ぐんまみらい信用組合

対象税目など	問合
市県民税・森林環境税（普通徴収） 固定資産税、軽自動車税	税務課納税係☎ 3031
国民健康保険税	国保年金課国保係☎ 3135
後期高齢者医療保険料	国保年金課医療年金係☎3136
介護保険料	介護高齢課介護保険係☎3145
「食」の自立支援事業費負担金	介護高齢課長寿支援係☎3142
保育料利用者負担金	こども課保育係☎ 3126
市営住宅使用料	建築住宅課住宅係☎ 4111
上下水道料金、下水道受益者負担金	上下水道経営課経理係☎4129

8月に保険料通知書をお届けします　1001876

後期高齢者医療保険料のお知らせ

8月中旬に後期高齢者医療保険料の保険料額決定通知書を発送します。

■算定方法

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が平等に負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、個人単位で計算されます。本年度の均等割額は49,100円、所得割率は10.07%で、1人あたりの上限額は80万円です。

■納付方法

納付方法は、年金から差し引かれる特別徴収と、納付書や口座振替などで納める普通徴収があります。納付書が同封されている場合には、納期限までに納めてください。特別徴収を希望しない人は、金融機関への口座振替申請と、市役所へ特別徴収の中止申請をすることで、納付方法を特別徴収から口座振替へ変更できます。

問合 国保年金課医療年金係☎内線3136